

倉敷ファッションフロンティア「繊維エキスポ」事業 業務委託事業者審査基準

1 審査方針

倉敷ファッションフロンティア「繊維エキスポ」事業業務委託の目的に鑑み、企画提案書のほか、事業費積算見積書、プレゼンテーションの内容等を総合的に評価して判断する。

2 審査手順

次の審査手順により、委託事業者を選定する。

(1) プロポーザル参加資格審査（事務局実施）

参加表明書を提出した事業者を対象に実施する。

(2) 面接審査（審査会実施）

企画提案書を提出した事業者を対象に実施する。

3 プロポーザル参加資格審査

参加表明書を提出した事業者について、参加資格要件の具備の有無を確認する。

【参加資格要件】

次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人または法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 応募受付日から契約締結の日まで、倉敷市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 賦課されているすべての税（国税、県税、市税等）に滞納がないこと。

4 面接審査

提出された企画提案について、個別面接審査40分以内（企画提案者のプレゼンテーション30分以内及び質疑応答残時間）を実施し、各審査員が次の評価基準により採点を行う。

【評価基準】

評価者は下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、プロポーザルの参加者ごとに評価する。各評価項目に対して、評価内容ごとに5段階評価（5点満点）とし、加重倍率の記載がある項目は、倍率を乗じたものを得点とする。合計100点満点で評価する。

（5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る）

評価項目		評価内容	配点
1	業務全体に対する基本的な考え方・取組方針	企画提案は業務目的に合致しているか。	5
		業務を実施するに当たり、必要かつ十分な知識・技術・ノウハウ等を有しているか。	10
2	事業費	必要な経費が計上されており、予算の範囲内で、妥当な金額となっているか。（予算：7,282千円）	10
3	提案内容	仕様を漏れなく提案し、具体性・実現可能性のある提案か。	10
		参加事業者や産地の魅力が効果的に伝わる内容であり、参加学生が参加事業者の情報を効果的に得られることが期待できるか。	10
		参加学生と事業者のコミュニケーションを図る工夫がなされているか。	10
		安定した配信システムが提案されているか。	10
	繊維産地ツアー（リアル）の実施	仕様を漏れなく提案し、具体性・実現可能性のある提案か。	5
		感染症対策が講じられた提案となっているか。	5
		参加事業者や産地の魅力が効果的に伝わる内容が提案され、事業効果が期待できるか。	10
参加学生の募集及び管理	仕様を漏れなく提案し、具体性・実現可能性のある提案か。	5	
4	業務の実施体制	関係者との連携を図りつつ、計画的かつ主体的な事業運営を実現するための具体的な実施体制案が無理なく提案されているか。	5
	業務実績	過去5年間の公的機関における類似業務の実績などにより、業務を確実に履行すると認められるか。	5
合 計			100

5 選定方法

原則として、審査員全員の合計得点が最も高い提案者を委託候補者として選定するが、同点の場合には、特に優れている（5点）の評価を最も多く得た提案者を選定する。

ただし、審査員全員の平均得点が6割に満たない場合など、選定に妥当性が認められる企画提案がないと判断されるときは、選定しないことも可能とする。

6 その他

プロポーザル参加事業者に対し、審査結果の通知を行う。